

公 開 審 第 1 1 号  
令和2年(2020年)2月13日

公立大学法人下関市立大学  
理事長 山 村 重 彰 様

下関市公文書公開審査会  
会長 岡 本 博 志

審査請求に対する審査について（答申）

令和元年8月26日付け下市大総第483号で諮問のあった事案について、  
次のとおり答申します。

## 第1 本審査会の結論

公立大学法人下関市立大学（以下「実施機関」という。）が令和元年5月20日付け下市大総第110号の決定通知書により行った公文書の一部を公開することとした処分（以下「本件処分」という。）は、相当である。ただし、当該決定通知書に記載された理由は適当ではなく、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）第6条第1項第6号に該当することを理由とすべきであったものと判断する。

## 第2 本件審査請求及び双方の主張の概要

### 1 本件審査請求の概要

審査請求書の記載事項等によれば、本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成31年4月19日付けで、実施機関に対し、公開条例第9条の規定により、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。請求人の公開請求

書中「公開を請求する公文書の名称又は具体的な内容」欄の記載は、「平成〇年〇月〇日付け〇〇新聞（朝刊）及び〇〇新聞において報道された下関市立大学の〇〇学長に対する解任審査請求に関する一切の文書。請求者代表として記者会見を行った〇〇を含む解任請求者〇〇名の氏名が分かる文書等を含む。」である。

- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、本件公開請求に係る公文書（以下「公開請求公文書」という。）中、「氏名及び印影」の部分は「公開条例第6条第1項第2号に該当する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる部分」として、これらの部分を非公開とする本件処分を行い、令和元年5月20日付け下市大総第110号の決定通知書により、これを請求人に通知した。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し令和元年7月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 公開請求公文書は、公立大学法人下関市立大学事務局総務グループが管理している。

## 2 本件処分についての双方の主張

### (1) 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分を取り消して、公開請求公文書中「氏名」の部分の公開を求めるというものであるが、その理由は、審査請求書の記載から、要旨、次のとおりと判断される。

ア 実施機関は、地方独立行政法人ではあるが、下関市から運営費交付金を交付されており、公益性が非常に高い。

イ 公開請求公文書を提出した代表者は、自ら記者会見を行い、既に新聞報道において公にされているものであり、当該代表者の氏名を非公開とする合理的な理由はない。

ウ 学長の解任請求（以下「解任請求」という。）に同意した代表者以外の者についても、重大な責任があり、氏名は公開されなければならない。

エ 解任請求における同意者は教員のみであり、実施機関の事務局職員の同意を得ておらず、偏った意見である。

## (2) 実施機関の主張

実施機関が本件処分を行った理由は、要旨、次のとおりと判断される。

ア 公開条例第6条第1項第2号ウ中の公務員等には、地方独立行政法人の職員も含まれる。地方独立行政法人である実施機関の職務遂行に係る情報であれば、公開すべきではあるが、解任請求に関しては、実施機関の職務遂行に係る情報には当たらない。

公開条例第6条第1項第2号ウの規定は、別紙のとおりである。

イ 記者会見及び新聞報道において報道されるか否かは、各報道機関の判断であり、当該判断が実施機関の公文書の公開の判断を妨げるものではない。

ウ 代表者が実施機関の専任事務職員に対し、署名を求める行為を行ったか否かは、確認できない。

## 第3 本審査会の判断

本審査会は、公開請求公文書の持つ性質等を把握するために、公開条例第18条の3第4項の規定により、実施機関の職員に対し、関係する書類の提出及び説明を求め、次の事項について確認した。

- (1) 公立大学法人下関市立大学学長の選考及び解任に関する規程（平成21年規程第19号。以下「選考及び解任規程」という。）第4条の規定により学長候補者の選考は、学内の意向聴取手続として実施する投票（以下「意向投票」という。）の結果を参考にして、公立大学法人下関市立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。
- (2) 選考及び解任規程第12条の規定により選考会議は、理事長に対して学長解任を申し出ることができる。
- (3) 選考及び解任規程第13条の規定により選考会議は、同条各号に該当する場合は、速やかに学長解任の審議を行う。

以上の確認された事項をもとに、実施機関が行った本件処分の妥当性に

ついて審査する。

実施機関は、公開請求公文書に含まれる公開条例第6条第1項第2号に該当する情報（以下「個人識別情報」という。）によって特定の個人が識別されると主張する。

確かに、公開請求公文書には個人識別情報が記載されていることが認められる。しかし、公開請求公文書は、公立大学法人下関市立大学において、大学の自治・自律の観点から、選考及び解任規程に基づいて専任の教授、准教授、助教、助手、講師及び専任事務職員（班長以上の職にある者に限る。以下これらを「教授等」という。）が行っている同大学の事務又は事業に関する情報に該当するものであって、個人に関する情報とはいえない。

したがって、公開請求公文書が公開条例第6条第1項第2号により非公開とすべき情報に該当すると解するのは妥当ではないというべきである。

当審査会は、公開請求公文書の持つ性質に着目した場合には、それはむしろ公開条例第6条第1項第6号に該当するものとして、公開請求公文書の一部を公開することとするべきであると考えたものである。

公開条例第6条第1項第6号の規定は、別紙のとおりである。同条項同号柱書は「次に掲げるおそれその他」と規定しているから、同号イないしオに掲げるものは例示であって、同号はそこに例示するもの以外をも非公開とする場合があることを規定していると解すべきである。

前述のとおり、公開請求公文書は、地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

選考及び解任規程によれば、学長の選考及び解任については、選考会議が主体的に行っており、教授等には、限定的な関与の権限が与えられているに過ぎない。

しかしながら、意向投票及び学長に対する解任審査請求書の提出は、日本国憲法第23条にいう学問の自由の一環として、大学の自治・自律の観点から大学の教授等に付与された権能であり、これらの権能が尊重されるべきであることは当然である。また、公開請求公文書中の署名者の氏名（印影を含む。）については、これらを公開すると、解任審査請求書への署名を躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>する者が出てくるのが高度の蓋然性をもって見込まれる。

併せて、意向投票の権利を有する者が、各自、自由かつ率直な観点から学長の解任請求を行うことが阻害されるということは、大学組織内部の自治・自律の観点からは不都合な事態であると考えられる。これらの事情に照らすと、公開請求公文書をそのまま公開することにより、実施機関の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

また、請求人は、「公開請求公文書を提出した代表者は、自ら記者会見を行い、既に新聞報道において公にされているものであり、当該代表者の氏名を非公開とする合理的な理由はない」旨主張する。しかし、本件公開請求の対象となっている情報が署名であるところ、署名が記名押印の代わりになされる場合もあることを考慮すると、ある者の氏名自体とその者による署名とは必ずしも同一の情報であるということとはできない。さらに、当該代表者による記者会見は大学当局の判断のもとに行われたものではなく、また新聞報道がなされたという事実から、現時点において当該代表者の氏名は何人も知り得るところとなっているということとはできないから、その主張を採用することはできない。

以上の理由により、公開請求公文書中「氏名及び印影」の部分は、公開条例第6条第1項第6号に該当し、非公開とすべきである。なお、当審査会が判断するように本件処分についてその理由を差し替えても、それによって本件処分の同一性を失うことにならないのであって、本件処分自体は、結論において相当であると判断する。

#### 第4 審査経過

(1) 令和元年8月26日 諮問

〇〇〇〇委員は、審議を回避した。

(2) 令和元年11月27日 第1回審査会（実施機関の意見聴取及び委員審議）

(3) 令和2年1月15日 第2回審査会（委員審議及び方針決定）

(4) 令和2年2月13日 答申決定

## 別紙

### 下関市情報公開条例（抄）

#### （実施機関の公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書を除き、当該請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該公開の請求が権利の濫用に該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 法令の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要と認められるもの

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(3)～(5) 略

(6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査又は研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)・(8) 略